

大人の「インフルエンザ」・「新型コロナウイルス」ワクチンの定期接種について

令和7年10月1日からインフルエンザワクチン、新型コロナウイルスワクチンの定期接種が始まります。対象者には、「接種券はがき」を郵送します。



接種期間 令和7年10月1日～令和8年1月31日まで

対象者	自己負担金/接種回数	定期接種の受け方
接種日に満65歳以上の方 (昭和36年2月1日までに生まれた方)	インフルエンザ 1,000円/1回まで	個別接種のみ ※インフルエンザワクチンと新型コロナウイルスワクチンは、接種間隔に制限がなく、同日の接種が可能です。
接種日に満60歳から64歳の方 (昭和36年2月2日から昭和41年2月1日までに生まれた方)で、心臓・腎臓・呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいや有する身体障害者手帳1級程度の方	新型コロナウイルス 3,000円/1回まで	

※定期接種の対象者の方で生活保護世帯の方は、自己負担金が公費負担となりますが、申請が必要です。医療機関に接種予約をした後、**接種日までに健康推進課窓口までお越しください。**
※定期接種の対象でない方は、医療機関等で任意の予防接種が可能です。(全額自己負担)

がん患者のアピアランスケア支援事業助成金のご案内

愛荘町では、がん患者の皆さまの社会参加を応援し、療養生活の質がよりよいものになるよう、ウィッグ(かつら)や帽子、乳房補整具の購入経費の一部を助成する事業を行っています。

助成を受けられることができる方

助成の対象となる方は、次の項目すべてに該当する方です。
○購入日および申請日時時点で、愛荘町に住民票がある方
○現にがん治療を受けている方または過去にがん治療を受けていた方
○抗がん剤治療等の副作用による脱毛症状に対処するために、ウィッグや帽子等または乳房切除に伴い乳房補整具を購入した方

助成対象用具

助成の対象となるのは、購入日から1年以内に申請した、以下の品目購入費用です。
(1) ウィッグ等
○ウィッグ(かつら)
○ウィッグ装着のためのネット
○帽子
*手作りの材料費は対象外
(2) 乳房補整具
○補整下着
○補整パッドまたは人工乳房
*乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものは対象外

申請方法

申請書に必要事項を記入して、領収書等のコピー、治療を証明する書類のコピーを添えて、申請してください。

<申請に必要な書類>

- 愛荘町がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付申請書(ホームページからダウンロード可)
- 助成対象用具を購入したことがわかる領収書等の写し
*補整具の種類、購入金額、領収日および助成対象者および申請者の氏名が記載されたもの
- 治療を証明する書類のコピー(診療証明書、入院診療計画書、お薬手帳等)
*抗がん剤名称が記載されているなど、がん治療を受けていることが確認できるもの

申請期限：助成対象用具の購入日の翌日より1年以内

助成金額

対象用具(1)(2)それぞれ10,000円が上限です。
*購入額が1万円に満たない場合は、実際に購入した金額。千円未満切捨
*助成対象者1人につき、1回限りです。なお、乳房補整具は左右それぞれ1回ずつ対象になります。

愛荘町骨髄移植等ドナー支援事業のご案内

日本で非血縁者間の骨髄移植等を必要としている患者さんは、毎年少なくとも2,000人を超えます。日本のドナー登録者は50万人を超えていますが、ドナー候補者として選ばれても、入通院に対する精神的・身体的な負担や、仕事を休むことへの抵抗感や経済的不安などがあり、移植に至らないことが多くなっています。愛荘町では、骨髄等ドナー登録をしている(非血縁者)の方が、実際に骨髄等を提供するための通院または入院費用の一部を助成する事業を行っています。また、ドナーの方が勤務している事業所等に対する助成金の交付も行っています。詳しくは町ホームページまたは健康推進課へお問い合わせください。

健康推進課 ☎0749-42-4887

人推協だより ほっと・あい 第232号

愛荘町人権教育推進協議会
☎(事務局)教育委員会生涯学習課
☎0749-42-8015 FAX 0749-42-8014

9月は 同和問題 啓発強調月間



県および市町では、県民一人ひとりが、同和問題についての理解と認識を深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、主体的に行動していただけるよう、啓発に取り組んでいます。

しかしながら、依然として差別事象が発生するなど、人権尊重の理念が県民に十分浸透していない状況がうかがえることから、人権意識の高揚を基調として、差別意識が解消されるよう一層、啓発活動を推進する必要があります。

こうしたことから本年も9月を「同和問題啓発強調月間」と定め集中的に啓発活動を実施します。

愛荘町では、啓発物品の配布による街頭啓発を行います。

また、期間中に立て看板、横断幕、のぼり旗を設置し、同和問題への取り組みを呼びかけます。この機会に同和問題についての理解を深め、差別の解消に向けてできることから始めましょう。

そして滋賀県では人権啓発イベントとして「じんけんミニフェスタ」を開催されます。



日時

9月6日(土)11時から16時まで

場所

ビバシティ彦根 1階 センタープラザ

同和問題(部落差別)とは

同和問題(部落差別)は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

同和問題(部落差別)の解決に向け、私たち一人ひとりが同和問題(部落差別)を自らの問題として捉え、正しく理解し認識を深めて、差別や偏見のない、人権が尊重された地域社会を築いていきましょう。